



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和3年12月21日火曜日 第269号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....（畜産課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第80号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 条例別表4の表31の項の右欄の規則で定める金額は、豚熱予防液（生ワクチン）1頭分につき70円とする。</u></p> <p>7 省略</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国（法令の規定により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定が準用される法人を含む。）に対する条例別表5の表55の項から61の項まで（56の項を除く。）及び101の16の項に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国（法令の規定により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定が準用される法人を含む。）に対する条例別表5の表55の項から61の項まで（56の項を除く。）及び101の15の項に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4・5 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、令和4年2月20日から施行する。